



埼玉県報

第 2938 号
平成 29 年(2017 年)
9 月 26 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- ヘリコプターエンジン（プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式PW206B 2型）オーバーホール請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道伊勢崎深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道中瀬牧西線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道成塚中瀬線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道中瀬普濟寺線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道深谷嵐山線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同表の（注）2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、
「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同表の（注）4中「の育児休業又は」を「、」に改め、
「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、
「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市千代字宮下七百三―一 外六十一筆・地先道路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千七百八十立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三十七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字表字六郎百八十五、百九十一、大字山ヶ谷戸字四百七十六―一、四百七十六―二、四百七十六―三、四百七十六―四、四百七十九、六百四十一―三、六百四十一―六、六百四十一―二、六百四十一―五、大字山ヶ谷戸字半向六百二十、六百二十一―二、六百二十一―一、六百二十一―三、六百二十一―四

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百二十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

ヘリコプターエンジン（プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式PW206
B2型）オーバーホール請負 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月2日

4 落札者の氏名及び住所

MHIエアロエンジンサービス株式会社 愛知県小牧市大字東田中1200番地

5 落札金額

55,026,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月23日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 伊勢崎深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一六五六番一 地先から同市中瀬字伊勢島一三 一九番四地先まで	深谷市中瀬字向島一七六八番一 地先から同市中瀬字伊勢島一三 一九番四地先まで	区 間
一四・七五 八一・七五	七・一〇 一九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二三六・八〇	一二三四・二〇	延 長 (メートル)
橋梁(上武大橋)架換事業によ る		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬牧西線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字向島一六二一番五地 先から同市中瀬字向島一八三九番 地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字向島一五八六番 二地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字向島一五六五番二地 先から同市中瀬字向島一五八六番 二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇 一四・〇〇〇</p>	<p>九・四〇〇 一五・八〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六六・六〇</p>	<p>二六五・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道は、深谷市に引き継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成塚中瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先 から同市中瀬字向島一五四一番二地先 まで</p>	<p>深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先 から同市中瀬字向島一五四一番四地先 まで</p>	区 間
<p>一二・一六〇 一六・三五</p>	<p>十二・〇〇〇 一五・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇七・四〇</p>	<p>一一八・四〇</p>	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬普濟寺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字伊勢島一五二五番一 地先から同市中瀬字伊勢島一五三 七番一地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字伊勢島一五二五番一 地先から同市中瀬字伊勢島一五三 七番一地先まで</p>	区 間
<p>一〇・一〇 一三・〇〇</p>	<p>一〇・一〇 一〇・五六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>八三・一〇</p>	<p>九八・九〇</p>	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	新旧別
同市田中宇新堀六〇四番一地先まで	深谷市田中宇新堀五八三番地先から	区 間
一四・六七〇 二五・一〇	八・六七〇 二五・一〇	敷地の幅員 (メートル)
二五四・五四		延長 (メートル)
道路改築工事である。		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月二十八日

指令川建セ第二九〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年九月二十二日

川建セ第二九〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前千五百十八番三十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字増尾四百五十八番地一 南里団地二〇六号

増子 剛志

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年九月六日

指令越建セ第二八〇〇三六二号

二 検査済証番号

平成二十九年九月二十一日

越建セ第二〇九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目二百五十三番一、二百五十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原二丁目二番七号 ノアコーポ一〇二号

金子 修